

平成 31 年度
山梨県障害児(者)地域療育等支援事業 (峡西圏域)
実 施 要 領

I 障害児(者)地域療育等支援事業とは

1 目的

在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する拠点的な療育機関との重層的な連携を図ることにより、障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

- ・主体は県(山梨県障害福祉課)。
- ・県から指定を受けた社会福祉施設において、専任の地域療育コーディネーター(以下、C o という)1名を配置して実施。
- ・山梨県を8つの圏域に分け、地区ごとの担当制とする。(甲府、峡北、峡西、峡東、峡南、東山梨、富士北麓、東部)

II 事業の内容

1 在宅支援訪問療育等指導事業(専門家派遣事業)

- ・在宅の障害児(者)や保護者等の依頼を受け、家庭あるいは学校等を専門家(医師・理学療法士・心理士等)とともに訪問し、助言や指導を行う。

2 在宅支援外来療育等指導事業

- ・各施設の機能を活かし、在宅の障害児(者)・保護者等に対して、各種の相談・研修・集団活動を行う。

3 地域療育連携事業

- ・在宅の障害児(者)・保護者からの各種障害に関する相談に、福祉・医療等の機関と関連しながら応じる。
- ・日常的にボランティア活動を行えるような人材を育成するための事業を行う。

4 施設支援一般指導事業

- ・療育関係者からの依頼を受け、専門家(医師・心理職・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等)とともに助言や指導を行う。

III 8圏域共催の事業

1 地域療育連携事業(II-3)

- (1)「地域支援研修会」

- ・目的：障害児者や家族を始めとする地域の関係者が抱える、県全体の共通課題をテーマとし、その時々旬な情報や知りたい情報などを発信する。そのことにより、関係者同士の相互理解を促進し、障害児者が安心して地域で暮らせることの一助とする。
- ・対象者：制限なし
- ・参加費：無料
- ・主催：8圏域C○

2 施設支援一般指導事業（Ⅱ－4）

(1)「療育関係者研修会（山梨県障害児療育者養成研修）」

- ・目的：保育園・幼稚園や各関係施設等での障害児の受け入れが増加傾向であることを踏まえ、関係機関職員を対象に障害特性の理解や療育に関する事例検討会・研修会を実施し、地域における障害児療育の向上と普及を図る。
- ・対象者：保育士、幼稚園教諭、将来児等の処遇に従事する職員及び関係機関職員。
- ・参加費：無料
- ・主催：8圏域C○（但し、問合せ・申込み等の取りまとめは、圏域毎に行う。）

IV 峡西圏域（南アルプス市）における事業

1 在宅支援訪問療育等指導事業（専門家派遣事業）（Ⅱ－1）

(1)家庭・学校等訪問

- ・在宅の障害児（者）、保護者からの依頼を受けて、専門家とともに対象となる児（者）の家庭あるいは保育所、学校等を訪問し、療育に関する指導を行う。
- ・対象：市内在住の障害児（者）、またはその家族。

(2)関係者会議

- ・C○は、在宅の障害児（者）、保護者、又は関係者からの依頼を受けて、家庭やその近隣の施設にて、対象児（者）の療育についての会議を招集し、専門家に参加を要請する。
- ・対象：市内在住の障害児（者）、又はその家族。

2 地域療育連携事業（Ⅱ－3）

(1)受診同行

- ・C○は、在宅の障害児（者）及び保護者からの依頼や同意のもと、専門機関への受診に同行する。
- ・対象：市内在住の障害児（者）及びその家族。

- ・対応事例：①何らかの事情で定期的な受診が途絶える可能性がある場合。
- ②当事者、保護者に受診への不安感が強い場合。
- ③保護者にも何らかの特性があり、判断に支援が必要と思われる場合。
- ④緊急性が高く、市等の関係機関から同行を依頼された場合。

(2) 関係者会議

- ・在宅の障害児（者）及び保護者からの依頼を受け、訪問療育等指導事業における専門家の同席がない、対象の児（者）の療育についての会議を招集する。

(3) 電話・来所相談

- ・在宅の障害児（者）、及び保護者からの相談を受ける。必要に応じて、受診同行や専門家派遣等につなげる。

3 施設支援一般指導事業 巡回相談（医師等派遣事業）（Ⅱ－４）

(1) 「保育所等相談支援」

- ・在宅の障害児（者）を支援する保育所・幼稚園等に専門家とともに訪問し、医療や療育等に関する相談に応じ、支援や助言を行う。
- ・H23 から、南アルプス市教育委員会教育心理派遣事業と共催。

V 育精福祉センターにおける事業（育精地域療育）

1 経緯

昭和50年 母子短期訓練事業開始。

在宅の障害を持つ子どもとその親を対象にして訓練を行う。

平成 8年 国が障害児（者）地域療育等支援事業の要綱を作成。

それを基に、山梨県が県の要綱を作成。

県から地域療育等支援事業の指定を受け、C o が配置される。

以降、C o 及び兼務職員が、要綱に従ってプール開放事業、生活能力訓練事業、巡回療育、母子短期訓練事業等を実施してきた。

2 目的

地域で暮らす障害児（者）とその家族等に対し、育精福祉センターの機能を活用した療育支援・地域生活支援を行い、障害福祉の向上を図る。

3 担当者

- ・4名を選任する。（内訳：地域療育C o、兼務職員2名、補助職員1名）
- ・事業の上席者は、次長とする。

4 担当国会議

- ・ 4月、3月に行う。打合せは随時行う。

5 実施事業

(1) 在宅支援訪問療育等指導事業（専門家派遣事業）（Ⅱ－1）

- ・ 目的：在宅の障害児（者）や保護者等の依頼を受け、家庭あるいは学校等を専門家（医師・理学療法士・心理士等）とともに訪問し、助言や指導を行う。
- ・ 対象：当事者、保護者、福祉・教育現場で療育に携わる方。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業（Ⅱ－2）

- ・ 目的：在宅の障害児（者）・保護者等に対して、各種の相談・研修・集団活動を行う。
- ・ 対象：当事者、保護者、医療・福祉・教育現場で療育に携わる方、その他興味がある方。

(3) 地域療育連携事業（Ⅱ－3）

- ・ 目的：スタッフが見守る中で障害児との関わりを学び、地域でのボランティア活動等で活躍するための一助とする。
- ・ 対象者：高校生以上。

VI その他

- 1 コーディネーター連絡会議への参加
- 2 山梨県障害者自立支援協議会への参画
- 3 山梨県障害者自立支援協議会 重症心身障害児者部会への参画
- 4 南アルプス市途切れのない支援連携会議への参画
- 5 北部地区特別支援連携協議会への参画
- 6 中北地域発達障害者支援検討会議への参画